

山口県報

平成25年
12月20日
(金曜日)

目次

- 告示
 - 瀬戸内海環境保全特別措置法第五条第一項の規定に基づく許可申請の概要 (環境政策課) 一
 - 瀬戸内海環境保全特別措置法第八条第一項の規定に基づく許可申請の概要 (環境政策課) 四
 - 保安林予定森林 (美祿市) (森林整備課) 六
 - 道路の区域の変更 (道路整備課) 六
 - 道路の供用の開始 (道路整備課) 七
 - 山口都市計画道路の変更 (都市計画課) 八
 - 岩国都市計画道路の変更 (都市計画課) 八
 - 山口都市計画交通広場事業の認可 (都市計画課) 九
 - 山口都市計画道路事業の変更認可 (都市計画課) 九
 - 山口都市計画道路事業の変更認可 (都市計画課) 九
 - 公告
 - 国土調査の成果の認証 (地域政策課) 九
 - 特定非営利活動法人の設立の認証の申請 (県民生活課) 〇
 - 歯科技工士国家試験の実施 (健康増進課) 〇
 - 大規模小売店舗立地法第六条第一項の規定による届出 (商政課) 一
 - 下関都市計画公園の変更に係る図書の写しの縦覧 (都市計画課) 一
 - 周南都市計画公園の変更に係る図書の写しの縦覧 (都市計画課) 一
 - 契約の締結 (物品管理課) 二

山口県告示第四百八十号

瀬戸内海環境保全特別措置法(昭和四十八年法律第百十号)第五条第一項の規定に基づく特定施設の設置の許可の申請があったので、その概要を次のとおり告示する。

当該特定施設を設置することが環境に及ぼす影響についての調査の結果に基づく事前評価に関する事項を記載した書面は、平成二十五年十二月二十日から平成二十六年一月九日までの間、山口県環境生活部環境政策課及び山口市環境部環境衛生課において公衆の縦覧に供する。

平成二十五年十二月二十日

山口県知事 山本 繁太郎

- 一 申請者の氏名又は名称及び住所
氏名又は名称 日本果実工業株式会社
住 所 山口市仁保下郷一七七一番地
- 二 工場又は事業場の名称及び所在地
名 称 日本果実工業株式会社山口工場
所在地 山口市仁保下郷一七七一番地
- 三 特定施設に関する事項
(一) 種類、構造及び使用時間間隔等

種類	構 造			使 用 の 方 法	
	能 力	工事着手 年月日	工事完成 年月日	使用開始 年月日	断続 時間 隔間 の 使用 方法
一〇一イ	($m^3/時$) 一七・五	平成二六、 一、二二	平成二六、 一、〇〇	平成二六、 一、〇〇	断 九時 続 時 間 間 の 使 用 方 法
〃	($m^3/時$) 一四	〃	〃	〃	〃
〃	($m^3/時$) 一八	〃	〃	〃	〃
一〇一イ (二基)	($m^3/時$) 一四	〃	〃	〃	断 九時 続 時 間 間 の 使 用 方 法
一〇一イ (三基)	($m^3/時$) 一六	平成二六、 一、二二	平成二六、 一、〇〇	平成二六、 一、〇〇	断 九時 続 時 間 間 の 使 用 方 法

種 類	汚 水 等 の 状 態 の 値		備 考
	水 素 イ オ ン 濃 度 (水 素 指 数)	化 学 的 酸 素 要 求 量 (mg/l)	
通 常 最 大	水 素 イ オ ン 濃 度 (水 素 指 数)	化 学 的 酸 素 要 求 量 (mg/l)	(二) 排出される汚水等の汚染状態の値及び汚水等の量 備考 「一〇ーイ」、「一〇ーロ」及び「一〇ーニ」とは、水質汚濁防止法施行令(昭和四十六年政令第百八十八号)別表第一第十号の飲料製造業の用に供する原料処理施設、洗浄施設及びびる過施設をいう。
通 常 最 大	浮 遊 物 質 量 (mg/l)	室 態 の 値	
通 常 最 大	浮 遊 物 質 量 (mg/l)	室 態 の 値	
通 常 最 大	浮 遊 物 質 量 (mg/l)	室 態 の 値	
通 常 最 大	浮 遊 物 質 量 (mg/l)	室 態 の 値	
通 常 最 大	浮 遊 物 質 量 (mg/l)	室 態 の 値	
通 常 最 大	浮 遊 物 質 量 (mg/l)	室 態 の 値	
通 常 最 大	浮 遊 物 質 量 (mg/l)	室 態 の 値	
通 常 最 大	浮 遊 物 質 量 (mg/l)	室 態 の 値	
通 常 最 大	浮 遊 物 質 量 (mg/l)	室 態 の 値	
通 常 最 大	汚 水 等 の 一 日 当 た り の 量 (m ³)		

〃	〃	〃	〃	一〇一二	〃	一〇一〇	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	一〇一イ	〃	〃	一〇一イ (二基)	一〇一イ (三基)
〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	七
〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	九、五
〃	〃	〃	〃	六五〇	〃	二五〇	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	三五〇	七〇〇	三五〇
〃	〃	〃	〃	九〇〇	〃	四〇〇	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	六〇〇	八〇〇	六〇〇
〃	〃	〃	〃	二〇〇	〃	五〇	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	二〇	七三〇	二〇
〃	〃	〃	〃	三〇〇	〃	一〇〇	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	四〇	一、〇〇〇	四〇
〃	〃	〃	〃	〃	〃	〇・一	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	八〇	一五〇	八〇
〃	〃	〃	〃	〃	〃	〇・五	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	一〇〇	二〇〇	一〇〇
〃	〃	〃	〃	〇・〇二	〃	〇・〇一	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	二〇	三〇	二〇
〃	〃	〃	〃	〃	〃	〇・〇五	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	三〇	五〇	三〇
〃	四	二二・五	四	一〇	一八〇	二六五	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	二〇	〃	四〇	一四	六〇
〃	五	二八・五	五	二二	二〇〇	三〇〇	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	二四	〃	四八	一六	七二

山口県告示第四百八十一号
 瀬戸内海環境保全特別措置法（昭和四十八年法律第百十号）第八条第一項の規定に基づき特定施設の構造等の変更の許可の申請があったので、その概要を次のとおり告示す

る。
 当該特定施設の構造等を変更することが環境に及ぼす影響についての調査の結果に基づき事前評価に関する事項を記載した書面は、平成二十五年十二月二十日から平成二十六年一月九日までの間、山口県環境生活部環境政策課及び山口市環境部環境衛生課において公衆の縦覧に供する。

No. 3 排 水 口	No. 2 排 水 口	No. 1 排 水 口	排 水 口	排 出 水 の 汚 染 状 態 の 値		排水の一日当たりの量 (m ³)
				水素イオン濃度 (水素指数)	化学的酸素要求量 (mg/l)	
〃	〃	七	通 常	〃	〃	三〇
〃	〃	八、六	最 大	〃	〃	五〇
〃	一〇	一九	通 常	〃	〃	七、三九・一九、一三九・六
〃	一五	二五	最 大	〃	〃	〃
〃	五	二〇	通 常	〃	〃	〃
〃	一〇	三五	最 大	〃	〃	〃
〃	一〇	一〇〇	通 常	〃	〃	〃
〃	二	一四	最 大	〃	〃	〃
〃	三	一五	通 常	〃	〃	〃
〃	一	二	最 大	〃	〃	〃
〃	二	四	通 常	〃	〃	〃
〃	二	七、三九・一九、一三九・六	最 大	〃	〃	〃

五 排水水の汚染状態の値及び排水の量

排水処理施設	種 類	項目	汚 水 等 の 汚 染 状 態 の 値		汚水等の一日当たりの量 (m ³)
			処理前	処理後	
〃	〃	水素イオン濃度 (水素指数)	七	〃	〃
〃	〃	化学的酸素要求量 (mg/l)	九、一〇五〇	二二	〃
〃	〃	浮遊物質量 (mg/l)	一、三〇〇	二五	〃
〃	〃	大腸菌群数 (個/cm)	一六〇	二〇	〃
〃	〃	窒素 (mg/l)	二六〇	三五	〃
〃	〃	リン (mg/l)	一、〇〇〇	一〇〇	〃
〃	〃	〃	一〇	二三	〃
〃	〃	〃	二〇	二五	〃
〃	〃	〃	三	〃	〃
〃	〃	〃	四、〇五二・一	四	〃
〃	〃	〃	四、九九一・六	〃	〃

(二) 処理施設による処理前及び処理後の汚水等の汚染状態の値並びに汚水等の量

排水処理施設	種 類	構 造	能 力 (m ³ /日)	処理の方式	使用時間 間隔	一日当たり の使用時間	季節的変動の 概要	工事着手予定 年月日	工事完成予定 年月日	使用開始予定 年月日

四 汚水等の処理施設に関する事項
 (一) 種類、構造及び使用時間間隔等

〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃
〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃
〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃
〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃
〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃
〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃
〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃
〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃
〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃

備考 (一)の表の備考は、この表について準用する。

平成二十五年十二月二十日

山口県知事 山本 繁太郎

- 一 申請者の氏名又は名称及び住所
氏名又は名称 日本果実工業株式会社
住 所 山口市仁保下郷一七七一番地
 - 二 工場又は事業場の名称及び所在地
名 称 日本果実工業株式会社山口工場
所在地 山口市仁保下郷一七七一番地
 - 三 特定施設の種別
水質汚濁防止法施行令(昭和四十六年政令第百八十八号)別表第一第十号の飲料製造業の用に供する原料処理施設、洗浄施設及びろ過施設
 - 四 変更しようとする事項の内容
特定施設から排出される汚水又は廃液の処理の方法を変更することにより、次の表のとおり変更を生ずる。
- (一) 汚水等の処理施設の種別、構造及び使用時間間隔等

排水処理施設	種 類	項目		能 力 (m^3 /日)	処理の方式	使用時間間隔	一日当たりの使用時間	季節的変動の概要	工事着手予定 年 月 日	工事完成予定 年 月 日	使用開始予定 年 月 日
		変更前	変更後								
〃	鉄筋コンクリート製	三、九二〇	五、〇〇〇	ろ過・生物処理・凝集沈殿	連続	二四時間	変動なし	(既 設)			

(二) 処理施設による処理前及び処理後の汚水等の汚染状態の値並びに汚水等の量

排水処理施設	種 類	項 目				汚 水 等 の 汚 染 状 態 の 値									
		処理前		処理後		水素イオン濃度 (水素指数)	化学的酸素要求量 (mg/l)	浮遊物質量 (mg/l)	大腸菌群数 ($個/cm$)	窒素	リン	汚水等の一日当たりの量(m^3)			
変更前	変更後	変更前	変更後	通 常 最 大	通 常 最 大	通 常 最 大	通 常 最 大	通 常 最 大	通 常 最 大	通 常 最 大	通 常 最 大	通 常 最 大	通 常 最 大		
〃	七	〃	〃	九、五	一、〇五〇	一、三〇〇	一六〇	一、〇〇〇	一〇	二〇	三	三、一二二	三、九二二		
〃	八、六	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	四、〇五一	四、九六一		
〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	三、一二二	三、九二二		
〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	四、〇五一	四、九六一		

五 排水水の汚染状態の値及び排水水の量

No. 3 排水口	No. 2 排水口	No. 1 排水口	項目		排水水の汚染状態の値	排水水の量 (m ³)
			変更後	変更前		
〃	〃	〃	〃	七	水素イオン濃度 (水素指数)	常
〃	〃	〃	〃	八・六	化学的酸素要求量 (mg/l)	最大
〃	〃	〃	〃	一九	浮遊物質 (mg/l)	常
〃	〃	〃	〃	一五	大腸菌群数 (個/cm)	最大
〃	〃	〃	〃	五	窒素 (mg/l)	常
〃	〃	〃	〃	一〇	リン (mg/l)	最大
〃	〃	〃	〃	一〇〇	排出水の一日当たりの量 (m ³)	常
〃	〃	〃	〃	一四		最大
〃	〃	〃	〃	一五		
〃	〃	〃	〃	二		
〃	〃	〃	〃	四		
〃	〃	〃	〃	七、三九・一		
〃	〃	〃	〃	九、一三九・六		
〃	〃	〃	〃	一五〇		
〃	〃	〃	〃	二〇〇		
〃	〃	〃	〃	五〇		
〃	〃	〃	〃	一〇〇		
〃	〃	〃	〃	三〇		
〃	〃	〃	〃	五〇		

山口県告示第四百八十二号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条の二第二項の規定により、保安林を次のように指定する予定である。

平成二十五年十二月二十日

山口県知事 山本 繁太郎

一 保安林予定森林の所在場所

美祢市秋芳町青景字松尾二五三の一から二五三の三まで、二五四の一、二五四の二、字白別当二七二、二七四、二七六、八五七の一、字清水口二八九の三、八五八、八五九の一、八六三の二、八六四の一、八七五、八七五の一、八七六、八七七、八七九、八八〇、八八三、字清水ヶ奥三三七の一、三三七の四八、三三七の五〇、三三七の五二、三三七の六〇から三三七の六二まで、三三七の八七から三三七の八九まで

二 指定の目的

土砂の流出の防備

三 指定実施要件

(一) 立木の伐採の方法

1 次の森林については、主伐は、択伐による。

美祢市秋芳町青景字清水ヶ奥三三七の五〇・三三七の六〇（以上二筆について次の図に示す部分に限る。）

- 2 その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
- 3 主伐として伐採をすることができる立木は、美祢市森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- 4 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種の次のとおりとする。

(一) 「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を山口県農林水産部森林整備課及び美祢市建設経済部農林課に備え置いて縦覧に供する。

山口県告示第四百八十三号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定により、次のとおり道路の区域を変更する。
その関係図面は、平成二十五年十二月二十日から一月間山口県土木建築部道路整備課において一般の縦覧に供する。

平成二十五年十二月二十日

山口県知事 山本 繁太郎

道路の種類 県道
路線名 宇部船木線
道路の区域

区	間	旧新別	敷地の幅員 (メートル)	延 (メートル)長	備 考
宇部市厚南北四丁目三三二八の二地 先から 宇部市大字際波字深田三三六一の八地 同市大字 先まで		旧 新	最狭 二〇・二 最広 二二・四	三六六・二 三六二・四	道路改良工事の 完了による。

道路の種類 県道
路線名 萩三隅線
道路の区域

区	間	旧新別	敷地の幅員 (メートル)	延 (メートル)長	備 考
萩市大字椿字青海四一五一の一地从 から 萩市大字桜江四一六六の五地先 同市同大字		旧 新	最狭 二二・八 最広 二二・六	一一八・一 一一八・一	道路改良工事の 完了による。

道路の種類 県道
路線名 萩川上線
道路の区域

区	間	旧新別	敷地の幅員 (メートル)	延 (メートル)長	備 考
萩市川上字池ヶ原四九一九の一地从 から 萩市川上字岡ノ上二四五六の一地从 先 まで		旧 新	最狭 二〇・七 最広 二四・六	一一四・二 一一四・二	道路改良工事の 完了による。

道路の種類 県道
路線名 萩長門峡線
道路の区域

区	間	旧新別	敷地の幅員 (メートル)	延 (メートル)長	備 考
萩市川上字池ヶ原四九一九の一地从 から 萩市川上字岡ノ上二四五六の一地从 先 まで		旧 新	最狭 二四・六 最広 二二・六	一一四・二 一一四・二	県道萩川上線の 区域(重用)
萩市川上字築場ノ上三三六九の一地从 先		旧 新	最狭 二七・八 最広 三二・四	二九・八 二九・八	県道萩川上線の 区域(重用)

道路の種類 県道
路線名 妻崎開作小野田線
道路の区域

区	間	旧新別	敷地の幅員 (メートル)	延 (メートル)長	備 考
山陽小野田市大字小野田字鳥取七五 の二地从 同市同大字神田八七五の 四地先まで		旧 新	最狭 二五・四 最広 一六・〇	五一四・〇 四九四・三	道路改良工事の 完了による。

山口県告示第四百八十四号

道路法(昭和二十七年法律第百八十号)第十八条第二項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。

その関係図面は、平成二十五年十二月二十日から一月間山口県土木建築部道路整備課において一般の縦覧に供する。

平成二十五年十二月二十日

山口県知事 山本 繁太郎

路線名	供用開始の区間	供用開始の期日
宇部船木線	宇部市厚南北四丁目三三一八の二地先から 同市大字際波字深田三三六一の八地先まで	平成二十五年十二月二十一日

路線名	供用開始の区間	供用開始の期日
萩三隅線	萩市大字椿字青海四一六一の一地先から 同市同大字字桜江四一六六の五地先まで	平成二十五年十二月二十一日

路線名	供用開始の区間	供用開始の期日
萩川上線	萩市川上字築場ノ上三三六九の一地先	平成二十五年十二月二十一日

路線名	供用開始の区間	供用開始の期日
妻崎開作小野田線	山陽小野田市大字小野田字鳥取七五四の二地先から 同市同大字字神田八七五の四地先まで	平成二十五年十二月二十一日

山口県告示第四百八十五号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第一項の規定により、山口都市計画道路を次のとおり変更した。
その関係図書は、山口県土木建築部都市計画課及び山口市都市整備部都市計画課に備え置いて縦覧に供する。

平成二十五年十二月二十日

山口県知事 山本 繁太郎

- 一 都市計画の種類及び名称
山口都市計画道路一・四・三山口宇部線
山口都市計画道路一・四・六山口宇部線
山口都市計画道路三・三・三宮野朝田線
山口都市計画道路三・四・六桜島大蔵線
- 二 変更の内容
区域の変更

- 一 都市計画の種類及び名称
山口都市計画道路三・五・三十柳井田柏崎線
- 二 変更の内容
区域及び構造の変更

- 一 都市計画の種類及び名称
山口都市計画道路三・四・三十七新山口駅長谷線
- 二 変更の内容
名称、位置、区域及び構造の変更

山口県告示第四百八十六号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第一項の規定により、岩国都市計画道路を次のとおり変更した。
その関係図書は、山口県土木建築部都市計画課及び岩国市都市建設部都市計画課に備え置いて縦覧に供する。

平成二十五年十二月二十日

山口県知事 山本 繁太郎

- 一 都市計画の種類及び名称
岩国都市計画道路三・三・一岩国停車場中央通り線
- 二 変更の内容
区域及び構造の変更

- 一 都市計画の種類及び名称
岩国都市計画道路三・四・八昭和町藤生線
- 二 変更の内容
区域の変更

山口県告示第四百八十七号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第五十九条第一項の規定に基づき、山口都市計画交通広場事業を次のとおり認可した。
平成二十五年十二月二十日

- 一 施行者の名称
山口市
- 二 都市計画事業の種類及び名称
山口都市計画交通広場事業一新山口駅表口交通広場
- 三 事業施行期間
平成二十五年十二月二十日から平成二十九年三月三十一日まで
- 四 事業地
山口市小郡下郷

山口県告示第四百八十八号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定に基づき、山口都市計画道路事業の事業計画の変更を次のとおり認可した。
平成二十五年十二月二十日

- 一 施行者の名称
山口市
- 二 都市計画事業の種類及び名称
山口都市計画道路事業三・三・二十七新山口駅前田線
山口都市計画道路事業三・五・三十三中領新山口駅線
山口都市計画道路事業八・七・一南北駅広線

- 三 事業施行期間
平成二十三年一月十八日から平成二十九年三月三十一日まで
- 四 事業地
山口市小郡御幸町及び小郡下郷

山口県告示第四百八十九号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定に基づき、山口都市計画通路事業の事業計画の変更を次のとおり認可した。
平成二十五年十二月二十日

- 一 施行者の名称
山口市
- 二 都市計画事業の種類及び名称
山口都市計画通路事業一新山口駅南北自由通路
- 三 事業施行期間
平成二十三年一月十八日から平成二十九年三月三十一日まで
- 四 事業地
山口市小郡下郷



(四一九) 国土調査の成果の認証

国土調査法（昭和二十六年法律第百八十号）第十九条第二項の規定により、国土調査の成果を次のとおり認証しました。
平成二十五年十二月二十日

- 一 国土調査を行った者の名称等
山口県知事 山本 繁太郎

国土調査を行った者の名称	国土調査を行った期間	成果の名称	国土調査を行った地域
--------------	------------	-------	------------

周 南 市	平成二十三年四月二十日から 平成二十五年二月二十五日まで	周南市地籍図 周南市地籍簿	大字湯野の一部
-------	---------------------------------	------------------	---------

二 認証年月日
平成二十五年十二月二十日

(四三〇) 特定非営利活動法人の設立の認証の申請

特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)第十条第一項の規定により、次とおり特定非営利活動法人の設立の認証の申請がありました。
同項第一号、第二号イ、第五号、第七号及び第八号に掲げる書類は、平成二十六年二月四日までの間、山口県環境生活部県民生生活課及び山口県山口県民局において公衆の縦覧に供します。

平成二十五年十二月二十日

山口県知事 山 本 繁太郎

一 申請のあった年月日

平成二十五年十二月四日

二 申請に係る特定非営利活動法人の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地

名 称 山口たもぎファーム

代表者の氏名 藤村 正俊

主たる事務所の所在地 防府市大字上右田七三番地の一

三 定款に記載された目的

山口県下でたもぎ苜蓿普及促進の目的に対して、たもぎ苜蓿の栽培育成に関する事業を行い、中山間地域の農業と地域の後継者の育成に寄与すること。

(四三一) 歯科技工士国家試験の実施

歯科技工法の一部を改正する法律(昭和五十七年法律第一号)附則第二条の規定により、歯科技工士国家試験を次のとおり実施します。

平成二十五年十二月二十日

山口県知事 山 本 繁太郎

一 試験の日時

(一) 学説試験

平成二十六年三月四日(火曜日) 午前十時から
実地試験
平成二十六年三月五日(水曜日) 午前九時から

二 試験の場所

下関市貴船町三丁目一番二七号
下関歯科技工専門学校

三 受験資格

歯科技工士法(昭和三十年法律第六十八号)第十四条各号のいずれかに該当する者であること。

四 受験願書及び模型の受付期間

平成二十五年十二月二十日(金曜日) から平成二十六年二月七日(金曜日) まで
(郵送の場合は、二月七日までの消印のあるものは、有効とする。)

五 受験願書及び模型の提出先

(一) 受験願書

山口市滝町一番一号(郵便番号七五三一八五〇一)

山口県健康福祉部健康増進課

(二) 模型

下関市貴船町三丁目一番三七号(郵便番号七五二一〇八二三)

下関歯科技工専門学校

六 提出書類

(一) 受験願書

(二) 卒業証明書、修了証明書等受験資格を証する書類

(三) 写真

七 受験手数料

三万六千円に相当する山口県収入証紙を受験願書の所定の欄に貼ること。この収入証紙には、消印をしないこと。

八 合格者の発表等

(一) 合格者の発表は、平成二十六年三月二十六日(水曜日)とし、合格者の受験番号を山口県庁インフォメーションプラザ内の掲示板に掲示するとともに、合格者には合格証書を交付する。

(二) 試験の得点の開示は、山口県健康福祉部健康増進課において行うので、試験の得点の開示を受けようとする受験者は、合格者の発表日以後、受験票を提示してその旨を知事に申し出ること。

九 その他

- (一) 受験願書等の請求は、山口県健康福祉部健康増進課にすること。郵便で請求する場合は、封筒の表に「歯科技工士国家試験」と朱書きし、八十円分の切手を貼った宛先明記の返信用封筒を同封すること。
- (二) この試験についての問合せは、山口県健康福祉部健康増進課（電話〇八三一九三三―二九五〇）にすること。郵便で問い合わせる場合は、往復はがきを使用するか、又は八十円分の切手を貼った宛先明記の返信用封筒を同封の上すること。

(四三二) 大規模小売店舗立地法第六條第一項の規定による届出

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六條第一項の規定により、次のとおり大規模小売店舗に関する届出に係る事項の変更の届出がありました。

当該届出は、平成二十五年十二月二十日から平成二十六年四月二十一日までの間、山口県商工労働部商政課及び美祢市建設経済部商工労働課において公衆の縦覧に供します。

平成二十五年十二月二十日

山口県知事 山本 繁太郎

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

名称 サンマート美祢店・クスリ岩崎チエーン美祢店
所在地 美祢市大嶺町東分二二三―一

二 届出者の名称及び住所並びに代表者の氏名

株式会社丸久	防府市大字江泊一九三六	田中 康男
株式会社ヤマダ電機	群馬県高崎市栄町一番一号	山田 昇
株式会社岩崎宏健堂	周南市下一の井手五六三六の五	富永 幸朗

三 変更に係る事項の概要

変更に係る事項 大規模小売店舗を 設置する者の代表 者の氏名	大規模小売店舗において小売 業を行う者の氏名又は名称	変更前 河戸憲一郎	変更後 富永 幸朗
大規模小売店舗に おいて小売業を行 う者の代表者の氏 名	株式会社岩崎宏健堂	〃	〃

四 届出年月日

平成二十五年十二月五日
変更年月日
平成二十五年十一月一日

(四三三) 下関都市計画公園の変更に係る図書の写しの縦覧

下関市から都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第二十条第一項の規定による下関都市計画公園の変更に係る同法第十四条第一項に規定する図書の写しの送付があったので、同法第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定に基づき、当該図書の写しを次のとおり縦覧に供します。

平成二十五年十二月二十日

山口県知事 山本 繁太郎

一 都市計画の種類及び名称

下関都市計画公園二・二・一 御裳川児童公園
下関都市計画公園六・五・一 下関運動公園

二 都市計画の図書の写しの縦覧場所

山口県土木建築部都市計画課

(四三四) 周南都市計画公園の変更に係る図書の写しの縦覧

光市から都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第二十条第一項の規定による周南都市計画公園の変更に係る同法第十四条第一項に規定する図書の写しの送付があったので、同法第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定に基づき、当該図書の写しを次のとおり縦覧に供します。

平成二十五年十二月二十日

山口県知事 山本 繁太郎

一 都市計画の種類及び名称

周南都市計画公園二・二・一 室積市場公園

二 都市計画の図書の写しの縦覧場所

山口県土木建築部都市計画課

(四三五) 契約の締結

次のとおり随意契約の方法により契約を締結しました。

平成二十五年十二月二十日

山口県知事 山本 繁太郎

- 一 事務を担当する課の名称及び所在地
会計管理局物品管理課 山口市滝町一番一号
- 二 契約に係る物品の名称及び数量
警察情報ネットワーク端末装置 三百六十五台
- 三 契約の相手方を決定した手続
随意契約
- 四 契約の相手方を決定した日
平成二十五年十一月十二日
- 五 契約の相手方の名称及びその主たる事務所の所在地
西日本電信電話株式会社 大阪市中央区馬場町三番一五号
- 六 契約金額
二千八百五十四万九千五百円
- 七 随意契約によることとした理由
地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号)第百六十七条の二第一項第八号に
該当するため
- 八 契約担当者
山口県知事 山本繁太郎